5　監督評価官室に、室長（監督評価官をもって充てられるものとする。）及び監督評価官三十八人以内を置く。

［6・7　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百四十人以内を置く。

2　［略］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百人以内、教育官四十七人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部

第一目　情報システム監理官

（情報システム監理官）

第四百四十三条　東京国税局に、情報システム監理官一人を置く。

2　情報システム監理官は、命を受けて、情報システムの整備及び管理に資するため、情報システムに係る調整、情報システムに係る方式及びプログラムの作成、情報システムに係る機器の操作及び管理並びにデータの管理、情報システムに係る指導及び監督その他国税局長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第一目の二　部の設置等

（国税局に置く部）

第四百四十三条の二　国税局に、次の表に掲げる部を置く。

［略］

（次長）

第四百五十条　総務部並びに課税部並びに課税第一部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局の課税第二部並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の徴収部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部並びに調査部並びに調査第一部並びに調査第二部並びに調査第三部並びに調査第四部並びに査察部に、次長それぞれ一人（東京国税局の課税第一部、徴収部、調査第一部及び査察部並びに熊本国税局の課税部並びに関東信越国税局の調査査察部にあっては、それぞれ二人）を置く。

2　［略］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事第一課
人事第二課
考査課（東京国税局に限る。）
会計課
企画課

5　監督評価官室に、室長（監督評価官をもって充てられるものとする。）及び監督評価官三十九人以内を置く。

［6・7　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百三十四人以内を置く。

2　［同上］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百人以内、教育官四十三人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部

［新設］

［新設］

第一目　部の設置等

（国税局に置く部）

第四百四十三条　国税局に、次の表に掲げる部を置く。

［同上］

（次長）

第四百五十条　総務部並びに課税部並びに課税第一部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局の課税第二部並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の徴収部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部並びに調査部並びに調査第一部並びに調査第二部並びに調査第三部並びに調査第四部並びに査察部に、次長それぞれ一人（東京国税局の総務部、課税第一部、調査第一部及び査察部並びに熊本国税局の課税部並びに関東信越国税局の調査査察部にあっては、それぞれ二人）を置く。

2　［同上］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事第一課
人事第二課
考査課（東京国税局に限る。）
会計課
企画課